

## 【行政法】

下記の問題1及び問題2について、それぞれ解答しなさい。

### 問題1（行政法総論）

X（原告）は、財務省K財務局長に対し、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下「行政情報公開法」という。）に基づき、国が学校法人M学園に賃貸した後、売却したT市所在の土地に関する「賃貸借契約時までに提出された小学校の設立趣意書」等の開示請求をしたところ、K財務局長は、開示請求対象文書として特定した「K小学校設立趣意書」（以下「本件設立趣意書」という。）の①設立趣意の本文部分及び②小学校名について、行政情報公開法5条2号イの不開示情報が記録されているとして一部不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）をした。Xは、本件不開示決定は違法であるとして、国家賠償訴訟を提起した。

<資料>

行政情報公開法（抄）

第5条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 （略）

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

（以下、略）

〔設問1〕 行政情報公開法により開示の対象となる行政文書とはどのようなものであるか。本件設立趣意書は、当該行政文書に該当するか。

〔設問 2〕 最高裁判例によれば、行政情報公開法 5 条 2 号イ所定の不開示情報に該当する「正当な利益を害するおそれ」があると認められるのは、どのような場合か。また、裁判例によれば、どのような情報であれば、不開示情報とはならないと解されているか。

**問題 2**（行政救済法）

行政事件訴訟法 2 条は、「行政事件訴訟」として、抗告訴訟・当事者訴訟と民衆訴訟・機関訴訟を定めている。前二者の訴訟と後二者の性格の違いについて述べなさい。

※ 解答用紙の記入に際しては、問題 1〔設問 1〕、〔設問 2〕、問題 2 と見出しをつけて記入しなさい。